

5 障がいのあるお子さんのために



相 談

障がいのある方のいろいろな問題についての相談事業を実施しています。
お気軽にご利用ください。

■知的障がい相談

相談日 毎週火曜日 時間：午前10時～午後3時
場 所 市民相談室（大分市役所本庁舎2階）



■聴覚障がい相談

相談日 毎週金曜日 時間：午前10時～午後3時
場 所 市民相談室（大分市役所本庁舎2階）・・・第1・3・5週
支所出張相談・・・第2・4週

■大分市障がい者相談支援センター

内 容 障がいに関する相談、福祉サービスの利用援助などを行います。電話、FAX、来所、訪問などご希望にあわせ、ご相談に対応します。

開所時間 （平日）午前9時～午後9時（午後6時以降は緊急相談のみ）
（土・日曜日、祝日、年末年始）午前9時～午後6時

休 所 日 なし（年中無休）

場 所 大分市王子新町5番1号（大分西部公民館併設）

連 絡 先 ●緊急以外の相談

主に身体障がいのある人：さざんか

TEL 576-8887 FAX 576-7554

主に知的障がいのある人：コーラス

TEL 576-8888 FAX 579-6886

主に精神障がいのある人：きぼう21

TEL 576-8889 FAX 546-2158

●緊急相談

緊急相談ダイヤル「あんしんコール」

TEL 529-7299

手帳の交付

障がいのある方が各種の福祉制度を利用する際に必要な基本的な制度です。

1. 身体障害者手帳

身体に障がいがある人が対象です。

(1) 障害区分

視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害

音声・言語・そしゃく機能障害 肢体不自由

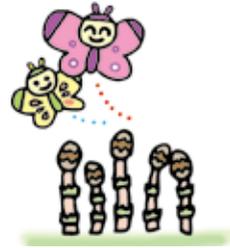
内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓など）

2. 療育手帳

知的障がいがある人が対象です。

(1) 障害程度

児童相談所で判定します。



3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある人が対象です。

(1) 障害程度

大分県精神保健福祉センターが診断書をもとに判定します。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

手当・減免制度など

1. 特別児童扶養手当（国の制度）

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給される手当です。

障がいの程度や所得等により支給できない場合があります。詳しくはお問合せください。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

2. 障害児福祉手当（国の制度）

20歳未満で重度の心身障がい等があり、日常生活において常時の介護を必

要とする人に支給される手当です。

障がいの程度や所得等により支給できない場合があります。詳しくはお問合せください。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

3. 障害者福祉手当（市の制度）

大分市内に住所を有する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい児に支給します。

国の手当受給や所得等により支給できない場合があります。詳しくはお問合せください。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

4. 心身障害者扶養共済制度

障がいがある方の保護者が一定の掛け金を払い、保護者が死亡または重度障がいとなったとき、障がいがある方に終身一定額の年金が支給されます。詳しくは、お問合せください。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

5. 所得税、市民税・県民税の所得控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つお子さんを扶養している場合、障害者控除（所得控除）の適用が受けられます。

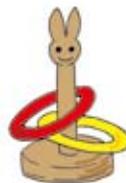
所得税については、国税庁のホームページ（タックスアンサー）をご覧ください。ただか税務署へ、市民税・県民税については、大分市のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ： <https://www.nta.go.jp/>

大分市ホームページ： <https://www.city.oita.oita.jp/>

問合せ先：大分税務署 TEL532-4171（自動音声案内）

大分市市民税課 TEL537-5729、5730



6. NHK放送受信料の減免

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯で、同住所別世帯の方を含む同居のご家族全員の課税情報等によって、NHK放送受信料の減免が受けられる場合があります。詳しい条件については、お問い合わせください。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

7. 携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方に割引制度があります。携帯電話会社により内容や手続き方法が異なりますので、各携帯電話取扱店へお問合せください。

8. 指定ごみ袋の交付について

大分市では、常時、紙おむつやストーマ用装具を使用している方、腹膜透析を実施している方など、ごみの減量が困難な方等を対象に一般廃棄物処理手数料の減免措置として、一定枚数の指定ごみ袋を交付しています。障害福祉課が行う大分市日常生活用具給付事業による、排泄管理支援用具（ストーマ用具、紙おむつ等）の給付を受けていない方が指定ごみ袋の交付を受けるには申請が必要です。詳しくはお問合せください。

問合せ先：大分市ごみ減量推進課 TEL537-5703

医療費の助成

1. 障害者医療費の助成

障がいのある児童に対し、ひと月に同一の病院等で支払った1,000円以上の医療費の自己負担額（保険診療分）を助成します。

障がいの程度や所得等により支給できない場合があります。詳しくはお問合せください。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL585-6009

2. 自立支援医療（育成医療）

視覚・聴覚・平衡機能・音声、言語、そしゃく機能・肢体・内部の障がいがある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる児童に対して適用される医療費の自己負担額を軽減する制度です。

※治療等を開始する前までに申請が必要です。

※指定医療機関での治療が対象となります。

※所得制限があります。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786



3. 自立支援医療（精神通院）

精神に障がいのある児童（てんかんも含まれます）に対して適用される医療費の自己負担額を軽減する制度です。

※治療等を開始する前までに申請が必要です。

※指定医療機関での治療が対象となります。

※所得制限があります。



問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

補装具・日常生活用具・住宅等に関する支援

1. 補装具費（購入および修理）の支給

障がいにより失われた身体機能の一部を補うための補装具費（購入・修理）を給付することで日常生活の改善を図ります。

※事前に申請が必要です。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

2. 日常生活用具に関する支援

日常生活用具（紙おむつ含む）購入費の給付

在宅の重度心身障がい児に対し、障がいの種別と程度に応じて入浴補助用具などの購入費を給付することで日常生活の改善と便宜を図ります。

※事前に申請が必要です。

居宅生活動作補助用具の給付（住宅改修費）

在宅の身体に障がいがある児童のため用具の購入および改修工事の費用の一部を補助します。

※事前に申請が必要です。障がいの程度により支給できない場合があります。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

3. 住宅設備改造費の補助

在宅の身体・知的の障がいがある児童のために住宅設備を改造する場合、その費用の一部を補助します。

※事前に申請が必要です。障がいの程度や所得等により支給ができない場合があります。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

4. 災害時に使用するストーマ用装具の保管

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した人）が、災害時に応急的に使用するためのストーマ用装具を、希望により市役所（障害福祉課）・各支所内で保管します。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

5. 非常用電源購入費の補助

在宅で、医療的ケアが必要な方に対して、災害時にも必要となる電源を確保するため、非常用電源を購入する費用の一部を補助します。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5658

交通機関に関すること

1. 自動車に関する減免・割引

- (1) ①自動車税（環境性能割、種別割）及び軽自動車税（環境性能割）、②軽自動車税（種別割）の減免

障がい児と生計を同じくする者が障がい児本人の通院・通学・通所のために取得し運転する場合、障がいの程度により減免が受けられる場合があります。

問合せ先：①については、大分県税事務所自動車税管理室 TEL552-1121

②については、大分市税制課 TEL537-7314

- (2) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳（第1種のみ）または療育手帳（A1・A2）を所持している障がい児が有料道路を利用するとき、ご本人が同乗されていれば、通行料金が割引になります。

※事前に手帳への登録手続きが必要です。

※「道路介護」と記載されたシールの貼付けがない場合は割引できません。

※車両の条件等があります。

※割引有効期限があります。

※ETCご利用の場合は、障がいがある児童1人につき、登録条件を満たす車両一台のみ登録できます。また、手帳への登録手続きの他にETC利用の登録手続きが必要です。

※ETC障がい者割引を登録済の方も、出口でETCカードを抜いて精算

する場合は手帳の呈示が必要です。手帳の呈示がないと割引対象にはなりません。有料道路を利用される際は、必ず手帳の携行をお願いいたします。



※令和7年1月1日時点の割引内容を記載しています。最新の情報については、NEXCO西日本ホームページ

(<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>)でご確認ください。

受付は、障害福祉課、各支所、各連絡所（今市除く）東部・西部保健福祉センターでしています。手続きの際に必要なものは、事前にお問い合わせください。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

制度に関する問合せ先：西日本高速道路株式会社 九州支社 料金課

TEL092-260-6111

2. タクシー利用券の交付

大分市に住所を有する重度の障がいがある児童にタクシー利用券を交付します。

※「自動車税・軽自動車税の減免」または「有料道路通行料金の割引」と併用はできません。

※対象となる障がいの程度、支給内容についてはお問い合わせください。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786

3. タクシー・バス・JR・航空・船舶運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している人が各種公共交通機関を利用する際に料金の割引を受けられる場合があります。割引については障害の程度や交通機関によって異なりますので、詳しくはご利用の各交通機関にお問い合わせください。



その他のサービス

1. 「障害者総合支援法」等の障害福祉サービス

在宅で訪問による介護を受けたり、一時的な預かりを行うサービスがあります。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5658

2. 児童福祉法による障がい児の通所支援事業

発達に支援が必要な児童に対し、日常動作訓練、運動機能に係る訓練、指導等必要な支援を行うことにより、機能の低下防止とその発達を促します。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	就学前の児童に対して、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	在学中の児童に対して、放課後又は休日に施設に通わせ、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している児童に対して、当該施設を訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を行います。

問合せ先：大分市障害福祉課 TEL537-5658

3. 大分市地域療育等支援事業

障がいに関する各種相談やこどもの発達に関する支援等を行っています。ご本人やご家族だけでなく、先生や職員の皆さんからの相談もお受けします。

<実施施設>

大分療育センター (TEL080-1737-9082, 586-5252 FAX549-6777)

博愛こども成育医療センター (TEL586-5566 FAX586-0889)

大分こども発達支援センター (TEL557-0114)

療育センターカノン♪ (TEL586-5577)

どんぐりの杜クリニック (TEL567-2737 FAX567-7710)

こども発達・子育て支援センターわくわくかん

(TEL592-8989 FAX592-8990)

こども発達支援センターもも (TEL546-3400 FAX545-6660)

大分健生病院 (TEL080-1532-2656 FAX555-9815)

天心堂こども発達支援センター 一休さん

(TEL597-5863 FAX597-5863)

4. おもちゃライブラリー

心身に障がいをもつこどもたちの「みる」「きく」「ふれる」といった機能や感覚を養い、情緒の発達を促すため、パズルやブロック、ぬいぐるみ等のおもちゃを貸出します。

場所 大分西部公民館併設

……王子新町5番1号

問合せ先：大分市障がい者虐待防止センター TEL545-1652

